

ウクライナ

紛争下で改革に取り組む

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 今津 恵保

紛争の渦中にあるウクライナ。肝心の経済はどんな状況にあるのか。リーマン・ショック後、IMF から融資を受けるのは今回が3回目。過去2回は融資条件を満たせず途中で中断されたが、今回はより困難な状況下で、構造改革に取り組んでいる。

東部地区の紛争が成長の足かせ

国家統計局によれば、2014年の第2四半期の実質GDP成長率は前年同期比4.6%減となった。上半期の鉱工業生産は4.7%減、建設は8.9%減、農業生産は3.9%減。失業率は8.8%だった。通貨フリブニャの対ドルレートは14年初めの1ドル=8フリブニャから7月には1ドル=13フリブニャとなった。通貨安やガス、給湯・暖房費の大幅値上げなどに伴い、消費者物価上昇率も14年1月の前年同月比0%から7月には12.6%になった。

IMFがウクライナとのスタンドバイ取極（SBA）^注を決定した14年4月時点での経済成長見通しでは、14年の実質GDP成長率は前年比5%減だった。しかし、6~7月に実施した構造改革の進展状況に関する第1回レビューではマイナス6.5%に修正された（表

1）。経済見込みを下方修正せざるを得なかったのは、ウクライナ東部地区（ドネツク州、ルガンスク州）での紛争が激化したためだ。ここは産業集積地域でウクライナのGDPの約2割を生み出すため、国家財政に大きな不足が生じている。

国内の構造改革は進展

リーマン・ショック後にIMFの融資を受けるのは今回が3回目だ。過去2回は、いずれも中断している。ウクライナが融資条件を履行しなかったためだ。リーマン・ショック前のウクライナは、個人消費が経済成長をけん引。外資系銀行が参入し、低金利の外貨建て住宅・自動車ローンの融資を拡大した。当時は通貨フリブニャの固定相場制いわゆるドルベッグ制をとっており、為替リスクが低いことから大規模な資本流入が起こっていた。一種の金融バブルの状態である。こうした状況下、リーマン・ショックは資本流出と通貨下落をもたらし、ウクライナ経済は深刻な打撃を受けた。09年の実質GDP成長率はマイナス14.4%となり、景気後退による税収の大幅減少と、破綻した銀行や財政危機に直面した国有ガス会社（ナフトガス）への公的資金注入のため、大幅な財政赤字となった。

IMFは08年10月に約164億ドルのSBAを決定。さらに10年、ヤヌコビッチ新政権が発足したとき、国際的金融危機からの立ち直りのため、153億ドルの融資枠を承認した。ところが融資はいずれも途中で中断された。その理由は、IMFが国内ガス料金の値上げとナフトガスへの赤字補填^{ほてん}の廃止や為替相場のフロート制移行を求めたにもかかわらず、ウクライナ政府が構造改革に必要な措置を取らなかったためだ。

一方、3回目となる今回、困難な状況下にあっても、政府はIMFから課された条件を順次達成している。

表1 ウクライナのマクロ経済予測(IMF)

(単位: %)

	2014年		2015年	
	①	②	①	②
実質 GDP	▲5.0	▲6.5 (▲7.3)	2.0	1.0 (▲4.2)
消費者物価上昇率	16.2	19.0	7.4	9.0
失業率	8.5	10.0	8.0	9.8
財政収支 (ナフトガスを含む) (GDP 比)	▲8.5	▲10.1 (▲11.6)	▲6.1	▲5.8 (▲10.3)
公的債務 (GDP 比)	56.5	67.6 (68.9)	62.1	73.4 (83.2)
経常収支 (GDP 比)	▲4.4	▲2.5 (▲0.6)	▲4.3	▲2.5 (0.1)
総準備高 (期末、10億ドル)	19.2	16.2 (8.6)	26.7	23.4 (4.4)
対外債務 (GDP 比)	99.5	102.2	99.3	106.4
商品輸出	▲2.8	▲8.4	6.5	4.8
商品輸入	▲13.8	▲21.4	2.7	▲1.2
フリブニャ対米ドルレート (期中平均)	10.6	11.3	11.6	12.9

注：①2014年4月の経済予測。②第1回レビュー後2014年9月の経済予測。()内の数字は東部地区の紛争が2015年まで継続する場合の悲観的なシナリオに基づく
 資料：IMF カントリーレポート No.14/263を基に作成

まず為替相場については、フロート制に移行済みだ。ガス価格については、5月に56%値上げし、7月には給湯・暖房費を40%値上げした。暖房部門での支払い規律を強化するため、ガスの供給と料金徴収に関する法律を制定。同月末には、ナフトガスの経営強化と透明化を図るため、新税法とナフトガスの資本再編措置を盛り込んだ補正予算を成立させた。

IMFが行った1回目のレビューでは、このナフトガス関連の法案の他、①政府・中央銀行・IMF間合意による、銀行への資金注入における厳格な基準作り、②15大銀行の企業診断と事業計画見直し、③汚職撲滅に向けた枠組み作り、④公的資金を管理するための専門機関の設置、⑤農業部門での付加価値税（VAT）制度改革——などについて、基準を達成したと認められた。

IMFは14年中に予定している4回の分割融資のうち1回目を5月に実施、2回目は前述のレビューに基づき9月に実施した。残る2回分については、12月にまとめてレビューを行い、実施の可否を決める。新規に設定されている基準は表2のとおりである。

障壁は東部情勢とガス問題

ウクライナ政府が構造改革を進めていく上で直面する問題は何か。一つはウクライナ東部の状況である。ウクライナと親ロシア派の間では、9月5日に停戦合意が成立したが、その後もドネツク空港をめぐる戦闘が起こるなど、戦闘が再び激化するのではないかという懸念が出ている。IMFによれば、15年まで紛争が継続した場合、14年のGDPは6.5%減から7.3%減へ、15年は1.0%増から4.2%減へ大幅に減少する。

もう一つは、天然ガスの調達問題である。14年6月中旬、ロシアはウクライナが天然ガス輸入代金の未払い分を期限までに支払わなかったことから、ガス供給を停止、前払い制に移行した。ガス価格交渉も決裂した。ウクライナはリスクを分散させるため12年からロシア産天然ガスを近隣国から輸入する措置を講じてきた。13年のロシアからの天然ガス輸入量258億立方メートル（m³）に対し、14年にはポーランド、ハンガリー、スロバキアから計160億～170億m³を輸入する計画だった。ところが、ロシアはポーランドやスロバキアへのガス供給量を2～5割削減した。この

表2 構造改革のための新規ベンチマーク

	内 容	実施期限
1	14年9月から15年12月までのナフトガスの利用者グループ別目標を示した月別集金計画の準備	14年8月末
2	国会における不良債権処理の促進に関する法案の採択	14年9月末
3	汚職撲滅・調査機関の設置に関する法案の国会提出	14年9月1日
4	汚職撲滅・調査機関の設置に関する法案の国会採択	14年10月末
5	アンチマネーロンダリング法と刑法の修正法案の国会提出	14年9月1日
6	アンチマネーロンダリング法と刑法の修正法案の国会採択	14年10月末
7	経済活動を促進するための法的枠組みの合理化、透明化を図るアクションプランの採択	14年10月末
8	中央銀行のガバナンスと自由裁量権の枠組みを強化するような中央銀行法の修正法案の準備	14年12月末

出所：ウクライナ政府のIMF宛て「Letter of Intent (2014.8.18)」から抜粋

ため、ポーランドは9月10日にウクライナへの天然ガス供給を停止。ハンガリーも9月25日に同様の措置を取った。

9月30日、ロシアは供給条件として、前払い金に加え既に供給済みの未払い金、合計39億ドルの支払いをウクライナに求めた。今後これら支払いが同国の財政に重くのしかかることは間違いない。過去に発生した両国のガス紛争では、ウクライナが自国を通過するパイプラインから欧州向けの天然ガスを抜き取ったため、欧州諸国への供給に問題が生じた。今回も同様の事態が発生する懸念がある。

他方、EUとの連合協定締結により、ウクライナの輸出の4分の1を占めるロシアへの輸出が落ち込むことが心配されていたが、14年9月12日、ロシア、EU、ウクライナの三者協議の結果、EUとウクライナの連合協定締結によるFTAの適用は、16年からと1年延期されることになった。EU側は14年4月から自主的にウクライナに対する関税撤廃を適用しており、その措置を15年末まで延長する。一方で同国がEUに市場を開放するのは16年からになる。これは、EUとウクライナの連合協定発効により、EU製品がウクライナを経由してロシアに流入する、というロシア側の主張に配慮した結果だ。だがこれにより、ウクライナ側にもEUへの市場開放に備える時間ができ、引き続きCIS自由貿易協定にも参加できることになった。

東部地域の紛争のこともあり、ウクライナは強硬な対ロ方針を前面に出している感がある。しかし、同国が発展するためには、このようにEUとロシアの間で調整を図りながら、自国の利益拡大を画策していく必要がある。

JS

注：主に短期的な国際収支の問題に対処するために利用される融資制度。